

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会経済情勢の変化を背景とした子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。そのため、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、令和5年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められます。

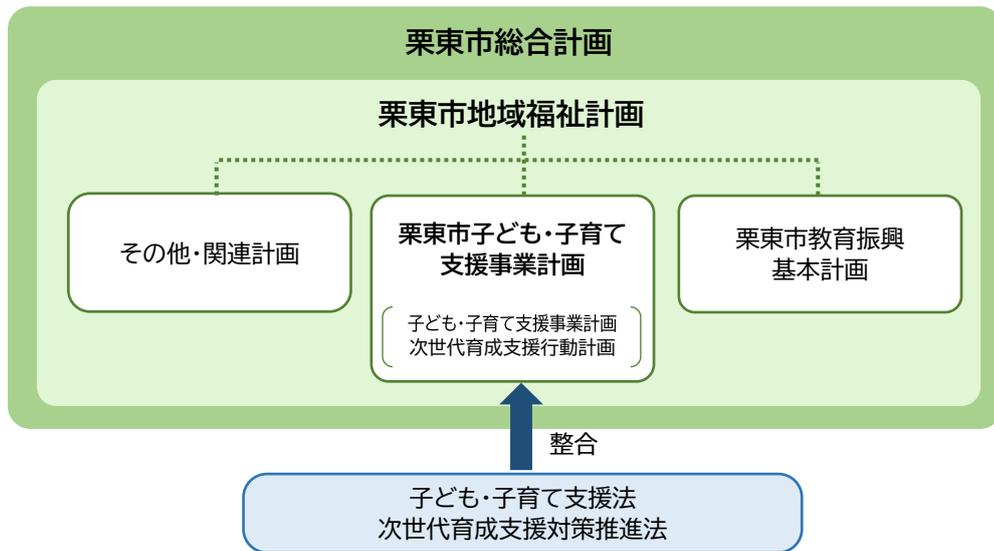
栗東市では令和2年3月に、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちの実現をめざし「～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～」を基本理念とする「第2期 栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

今回、現在の社会情勢等の変化に対応していくとともに、現計画が終期を迎えることを機に、将来の栗東市を担ってくれる子どもたちを一丸となり育み、明るい未来のひらける幸せなまちづくりを目指し、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、さらに推進・発展させるため「第3期 栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として。これまでの取組を進めてきた「栗東市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。

なお、本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を上位計画として、「栗東市地域福祉計画」など関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定します。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行い、実態に即した計画の進捗に努めます。

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期計画期間							中間 見直し		
			第3期計画策定		第3期計画期間				

4. 計画の策定体制

(1) 「栗東市子ども・子育て会議」での審議

計画策定にあたっては、「栗東市子ども・子育て会議」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討していきます。

(2) 第2期計画の評価

第2期計画の各施策・事業に係る事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施していきます。

(3) アンケート調査の実施

就学前児童または小学生のいる世帯の生活状況やニーズ等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施する予定です。

第2章

栗東市の子どもと子育て環境を取り巻く現状

1. 栗東市の人口の動向と推計

(1) 人口動態

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移と推計

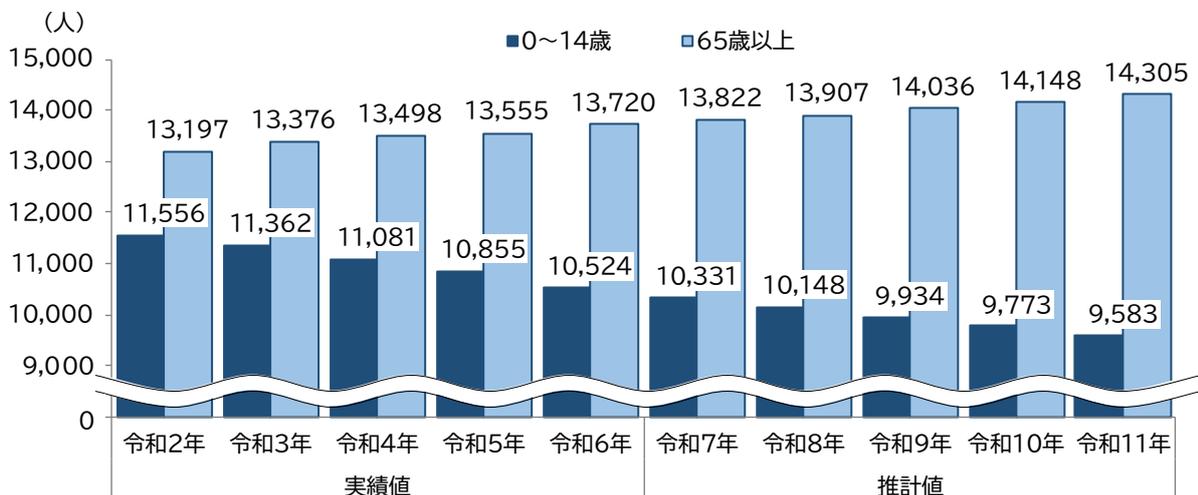
総人口は増加傾向にあり、令和6年で70,290人となっています。

年齢3区分別にみると、14歳以下の年少人口は減少し、15～64歳の生産年齢人口および65歳以上の老年人口は増加しています。コーホート変化率法による将来人口推計では、今後も人口の増加が予測されています。年少人口は減少し、生産年齢人口と老年人口は増加する見込みとなっています。

■ 年齢3区分別人口の推移と推計



■ 0～14歳人口と65歳以上人口の推移と推計

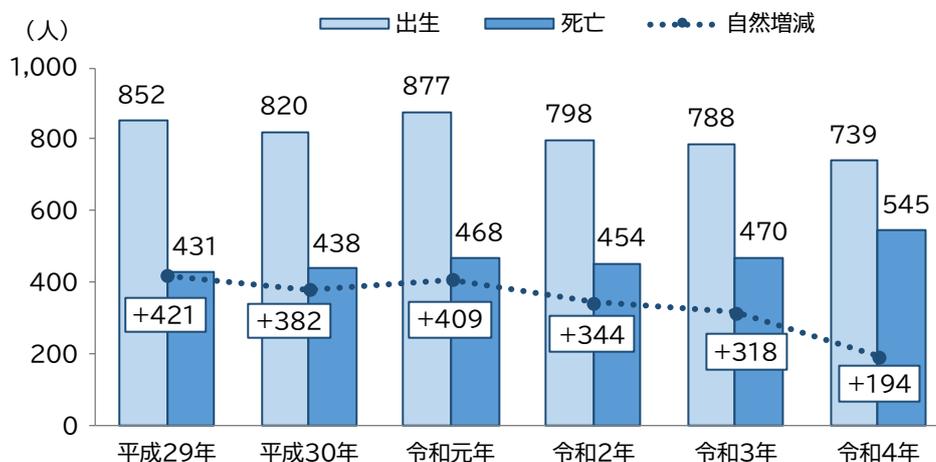


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②出生数・死亡数の推移

平成29年以降、出生数が死亡数を上回る自然増の状況が続いています。

■出生数・死亡数の推移

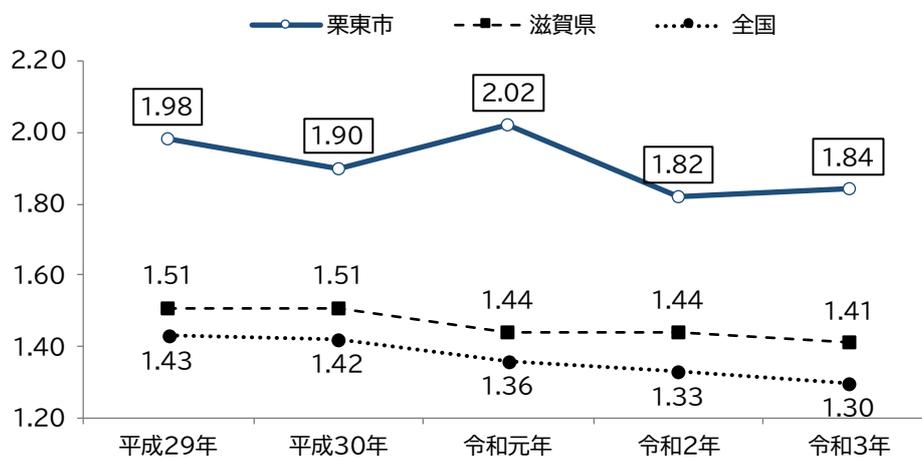


資料：滋賀県「人口動態調査」

③合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は全国、滋賀県を上回っています。令和3年は1.84となっています。

■合計特殊出生率の推移

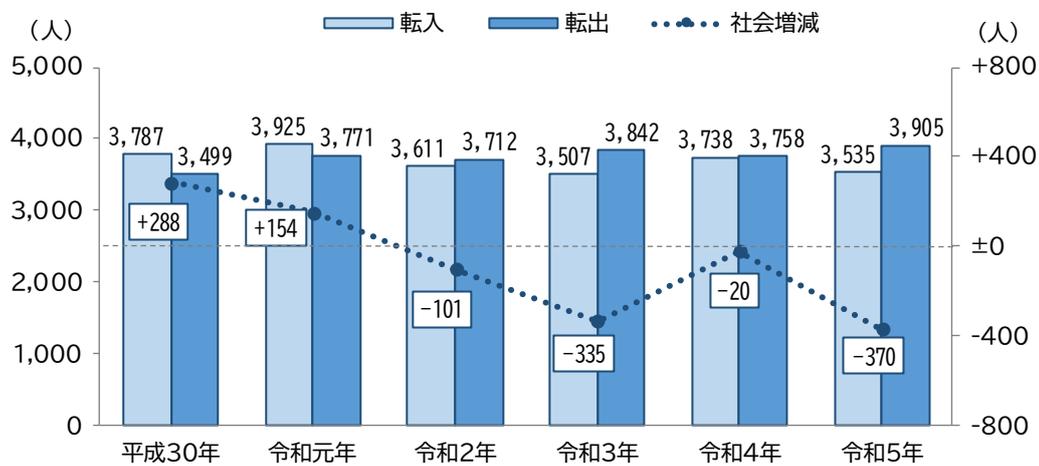


資料：南部健康福祉事務所（草津保健所）「令和3年度事業年報」

④転入・転出の状況

転入・転出の状況では令和元年まで転入が転出を上回る状況が続いていましたが、令和2年以降、転出が上回る状況が令和5年まで続いています。

■転入・転出者数の推移



資料：「栗東市統計書」（令和5年度版）

(2) 子どもの人口

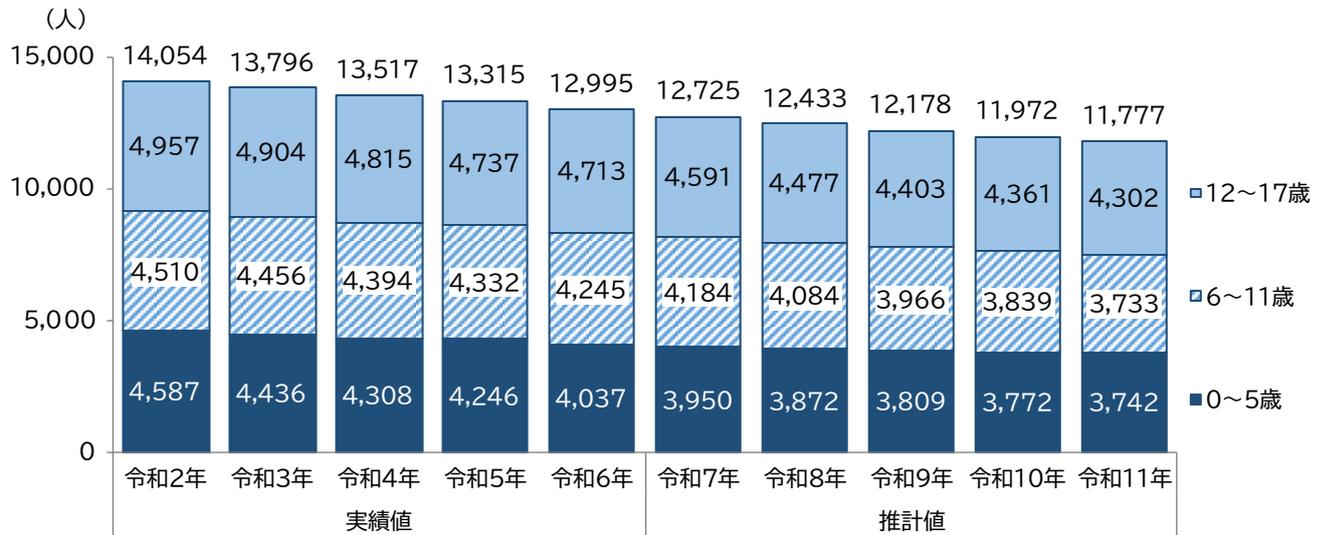
①子どもの人口の推移と推計

17歳以下の子どもの人口は減少傾向にあり、令和6年は12,995人となっています。

年齢別にみると、すべての年齢層において減少しています。

将来推計をみると、子どもの人口は今後も減少が続くと見込まれています。

■子どもの人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■各歳別子どもの人口の推移と推計

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	815	772	746	750	679	722	713	707	702	697
1歳	784	773	730	723	694	644	685	676	670	666
2歳	752	742	727	700	668	655	608	647	638	633
3歳	747	714	710	701	667	635	623	578	615	607
4歳	729	725	684	689	664	643	612	601	557	593
5歳	760	710	711	683	665	651	631	600	590	546
6歳	733	747	712	685	675	652	639	619	589	579
7歳	701	736	738	712	683	673	650	637	617	587
8歳	773	702	737	734	712	681	671	648	635	615
9歳	743	774	705	737	734	713	682	672	649	636
10歳	761	736	768	701	733	731	710	679	669	646
11歳	799	761	734	763	708	734	732	711	680	670

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②小学校区別就学前（0～5歳）人口の推移

令和5年度の就学前（0～5歳）人口は、いずれの校区でも令和元年度よりも減少しており、特に治田東校区、大宝東校区では100人以上の減少となっています。

年度	治田	治田東	治田西	葉山	葉山東	金勝	大宝	大宝東	大宝西
令和元	943	429	624	429	533	330	541	395	363
令和2	941	380	630	418	545	315	512	352	343
令和3	959	347	608	423	533	276	484	327	351
令和4	968	339	614	435	508	277	497	293	315
令和5	912	322	603	415	438	267	497	260	323

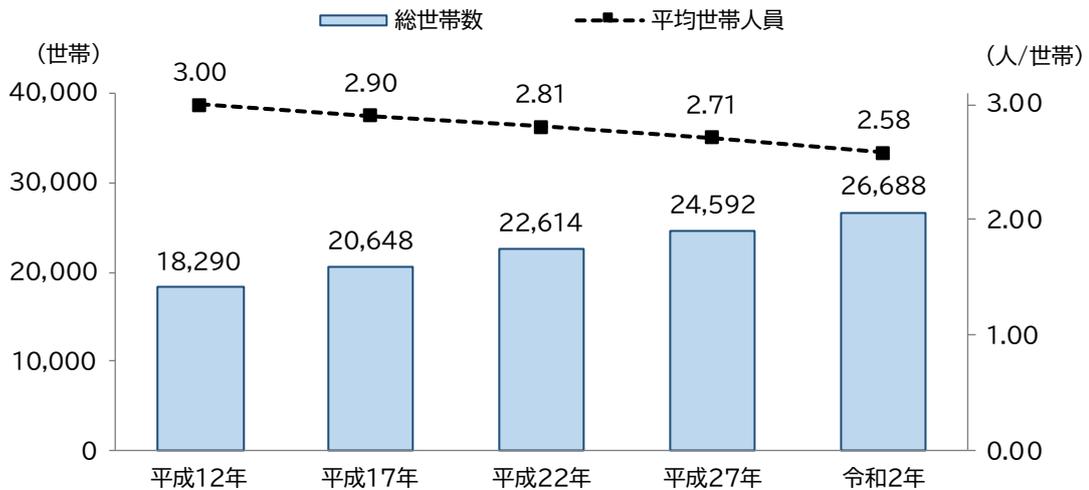
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2. 世帯の動向

①世帯数と平均世帯人員の推移

世帯数は年々増加しています。令和2年は26,688世帯となっており、平成12年に比べて8,000世帯以上増加しています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、令和2年は2.58人と平成12年より0.42人減少しています。

■世帯数と平均世帯人員の推移

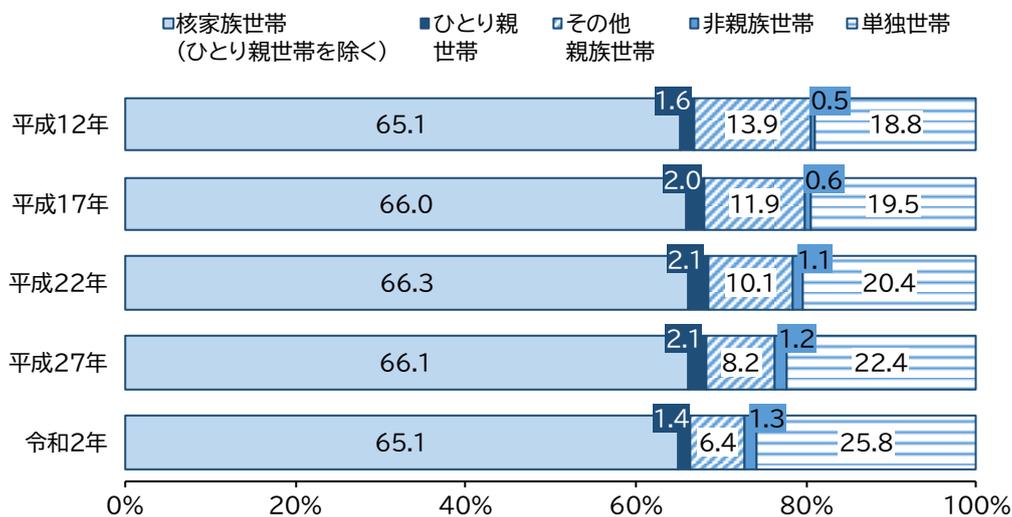


資料：総務省「国勢調査」

②世帯類型別構成割合の推移

世帯構成比率の推移をみると、その他親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が高くなってきていますが核家族世帯の割合は横ばいで推移しています。

■世帯構成割合の推移

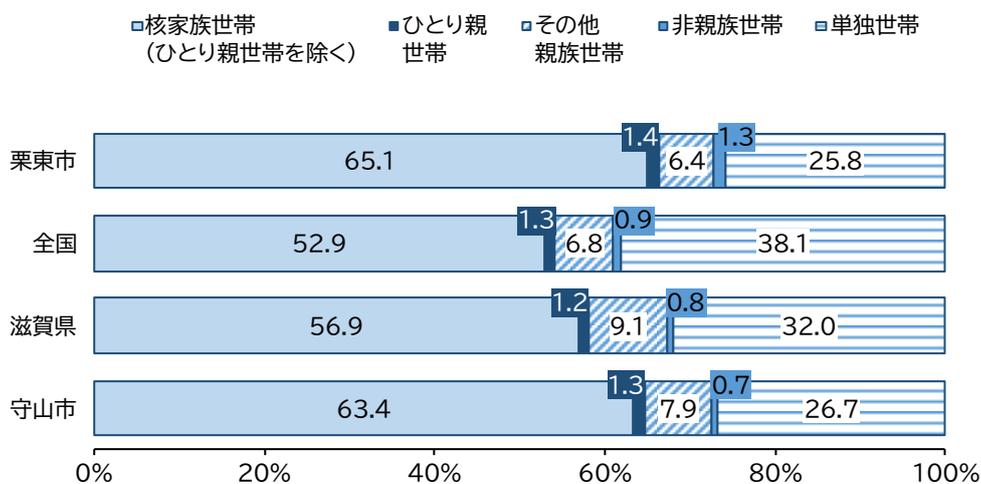


資料：総務省「国勢調査」

③世帯類型別構成割合の比較（令和2年）

令和2年の本市の世帯構成割合を全国や滋賀県等と比較すると、核家族世帯の割合が高くなっています。

■世帯構成割合の比較(令和2年)

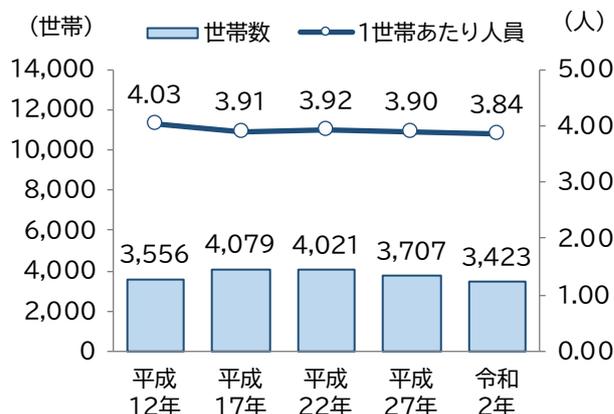


資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

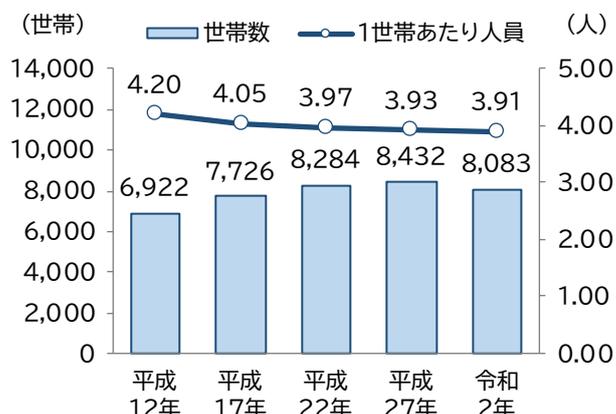
④子どものいる世帯の推移

6歳未満の子どものいる世帯数は平成17年、18歳未満の子どものいる世帯数は平成27年をピークにその後減少に転じています。子どものいる一般世帯の1世帯あたり人員は6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯数ともに減少傾向にあります。

■6歳未満の子どものいる世帯数



■18歳未満の子どものいる世帯数



資料：総務省「国勢調査」

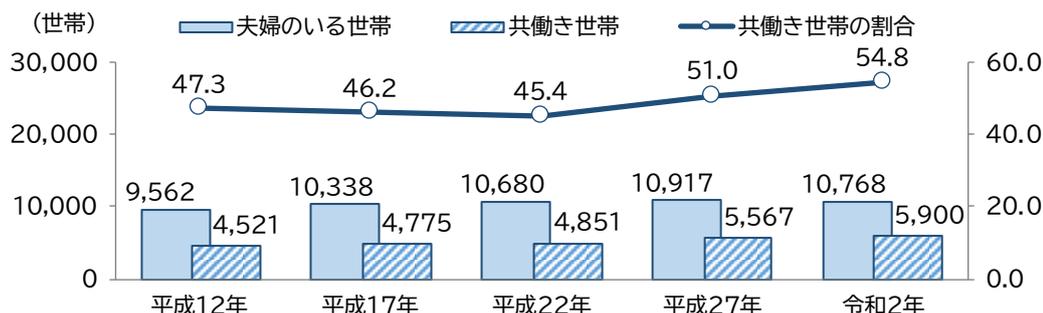
⑤共働き世帯の推移

共働き世帯数は年々増加し、令和2年における共働き世帯数は8,295世帯、夫婦のいる世帯に占める割合は49.5%となっています。子どものいる世帯についても、共働き世帯数は増加が続き、平成27年に50%を超えています。

■共働き世帯数の推移



■子どものいる共働き世帯数の推移



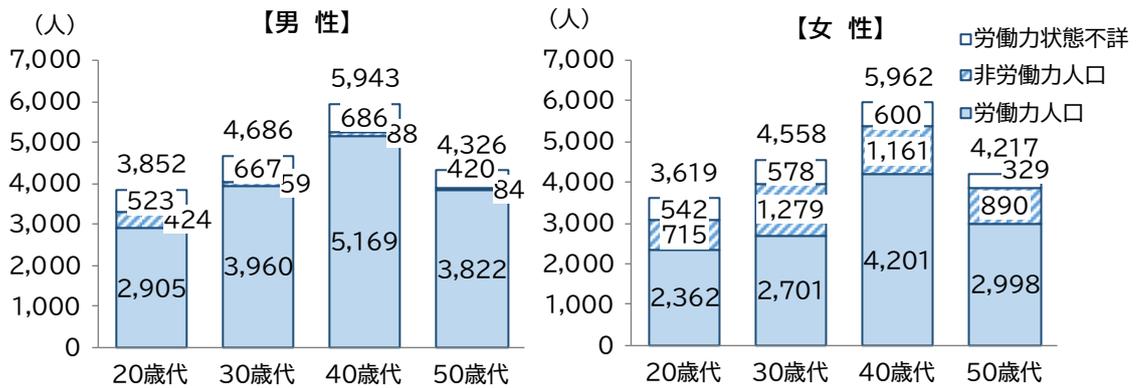
資料：総務省「国勢調査」

3. 就業状況

①男女別年代別労働力状態

男女別年代別の労働力人口は40歳代が男性5,169人、女性4,201人と多く、20歳代、30歳代は40歳代と比べて少なくなっています。非労働力人口は、女性の30歳代で1,279人、40歳代で1,161人となっています。

■男女別年代別労働力状態

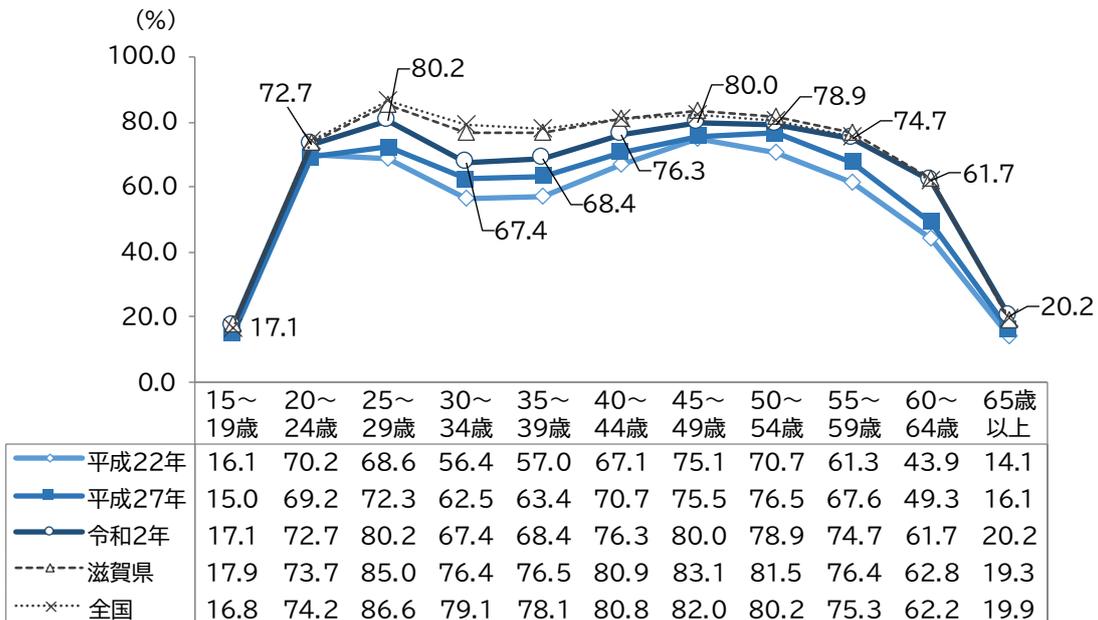


資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

②女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率の推移をみると、30～39歳で一時的に落ち込む「M字カーブ」の谷は上がってきていますが、滋賀県、全国と比べて30～39歳の労働力率は低くなっています。

■女性の年齢別労働力率の推移



資料：総務省「国勢調査」

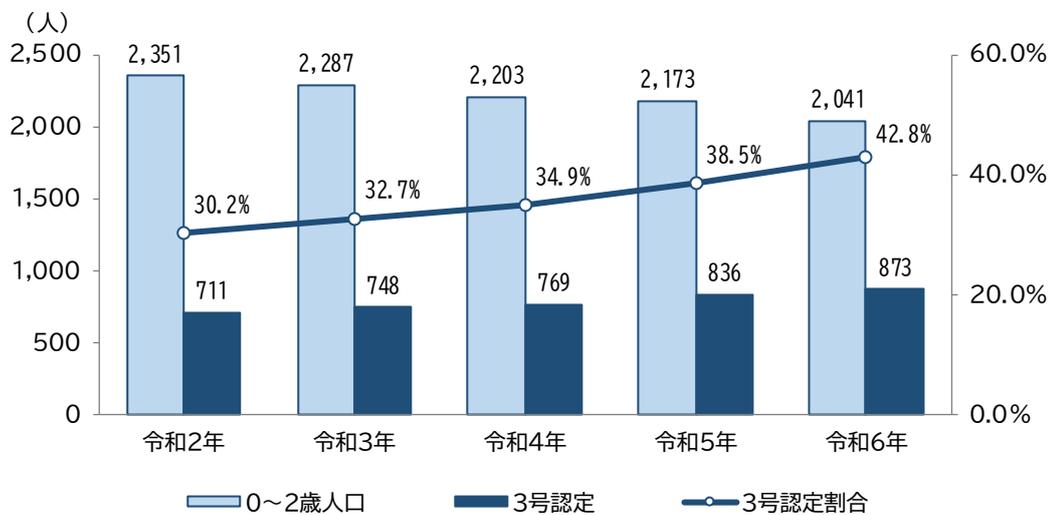
4. 栗東市の教育・保育施設等の状況

(1) 就学前教育・保育の状況

① 0～2歳の認定状況の推移

0～2歳人口の減少が続く一方、3号（保育）認定は増加が続き、3号（保育）認定割合は令和2年の30.2%が令和6年には42.8%と10ポイント以上高くなっています。

■ 0～2歳の認定状況の推移

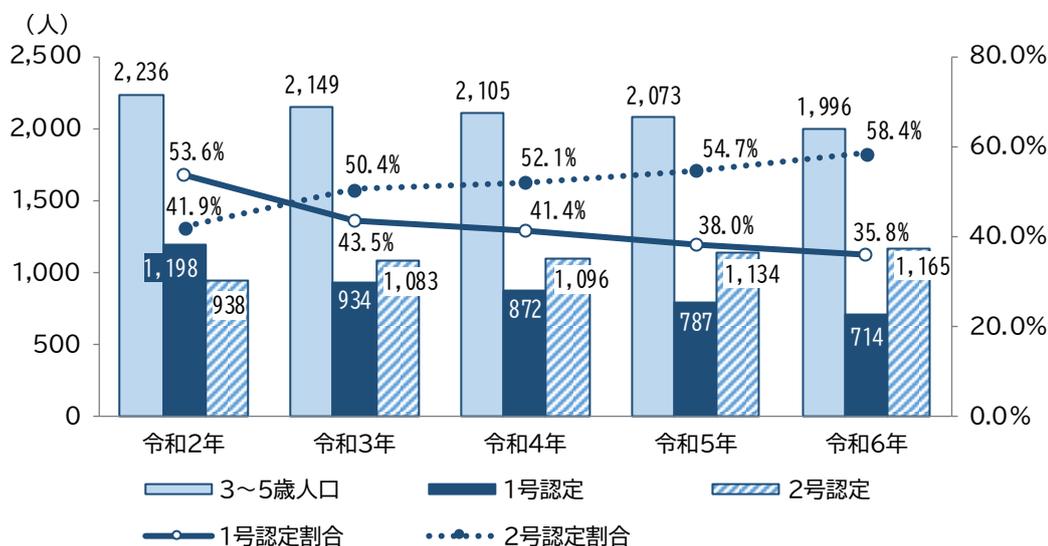


資料：幼児課（各年4月1日）

② 3～5歳の認定状況の推移

3～5歳人口の減少が続くなか、2号（保育）認定の割合は令和3年に1号（教育）認定の割合を上回り、その後も2号（保育）認定の割合は上昇が続いています。

■ 3～5歳の認定状況



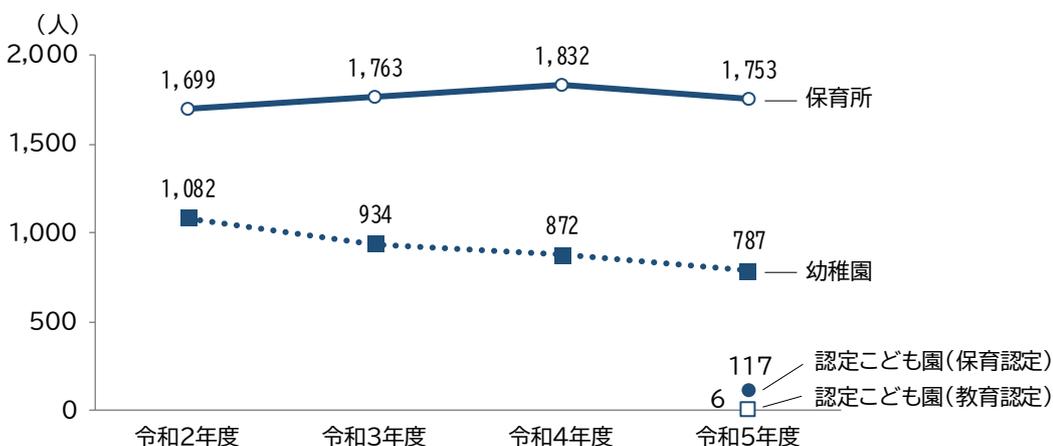
資料：幼児課（各年4月1日）

③ 保育所（園）、幼稚園、認定こども園の在籍者数の推移

保育所（園）、幼稚園、認定こども園の在籍者数の推移をみると、保育所は増加が続いていましたが、令和5年度は保育所から認定こども園への移行により、保育所が1,753人に減り、認定こども園（保育認定）が117人となっています。

幼稚園は年々減少し、令和5年度には800人を下回っています。

■ 保育所（園）、幼稚園、認定こども園の在籍者数



※令和5年度に大宝カナリヤ保育園が認定こども園に移行

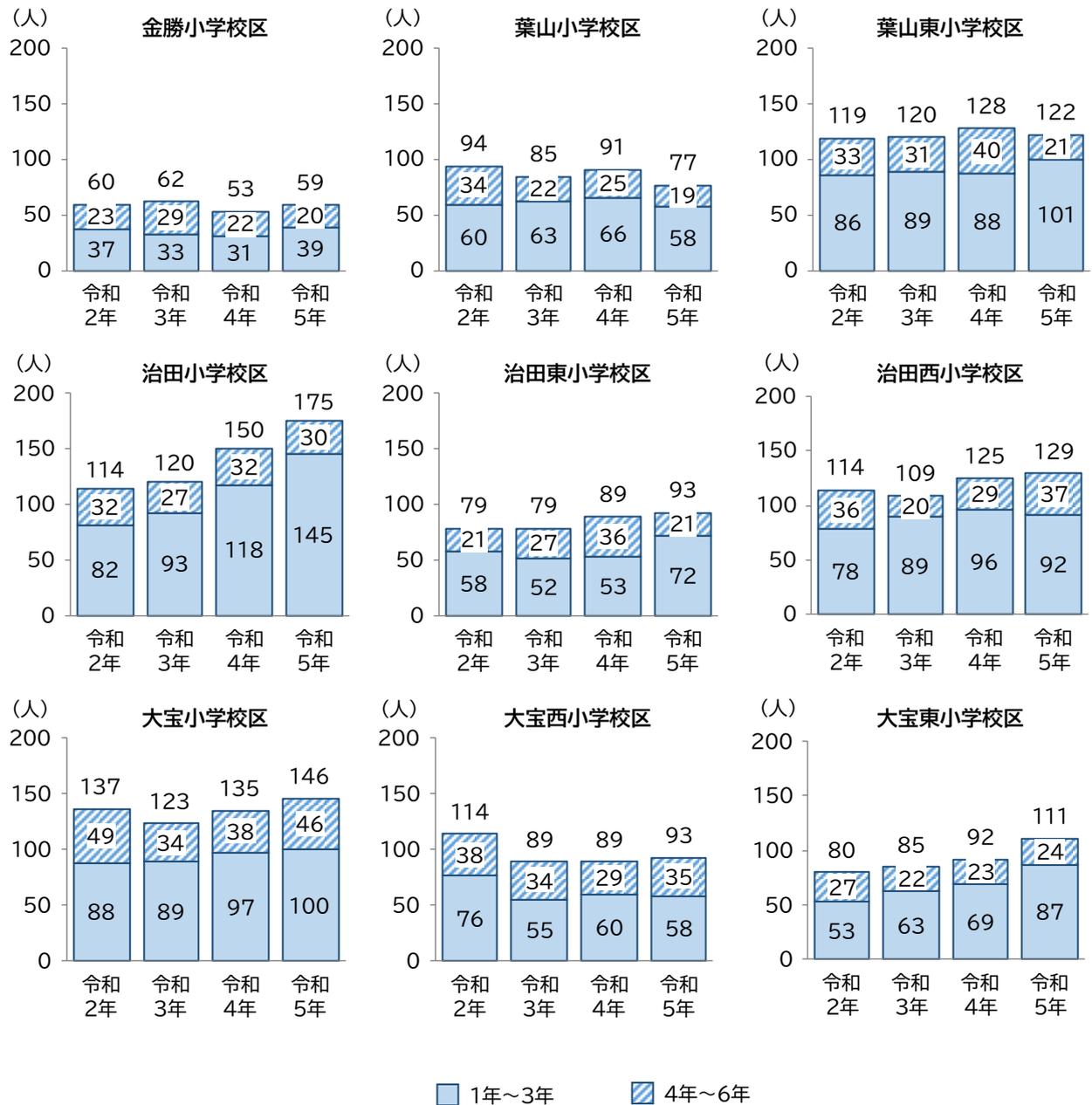
資料：幼児課（各年4月1日）

(2) 学童保育所・児童館の状況

①学区別学童保育所入所者状況

学童保育所入所者は概ね増加傾向にあり、特に治田小学校区では大幅な増加が続いています。

■学区別学童保育所入所者の推移

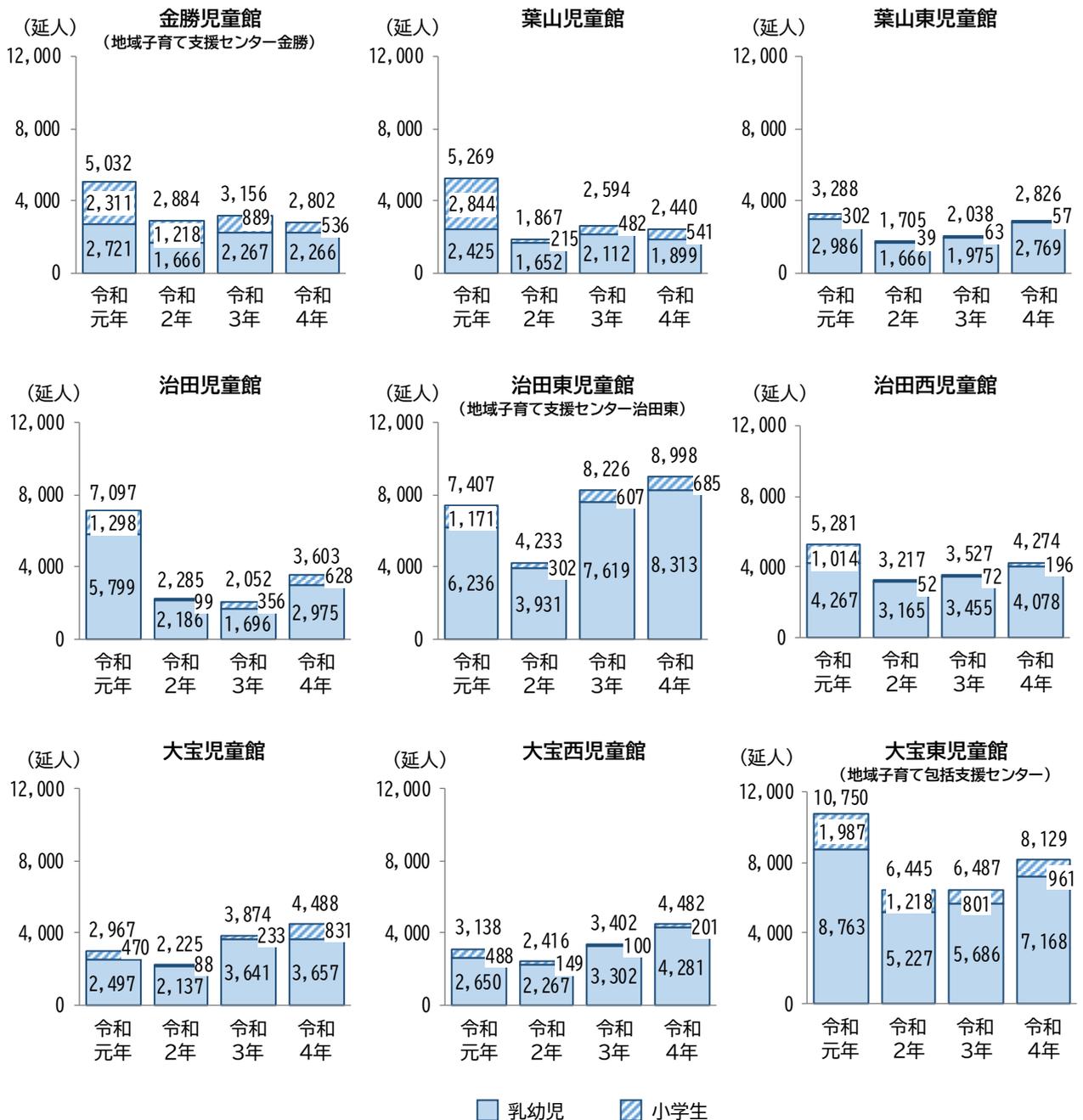


資料：子育て支援課（4月1日）

②児童館利用状況

児童館は令和2年3月～5月にコロナ感染防止対策のため全館休館し、その後は人数制限と開館時間の短縮を行いながら開館しており、令和2年度に大きく減少した利用者数は回復傾向となっています。

■児童館利用者数の推移



資料：子育て支援課（4月1日）

5. ニーズ調査結果からみる子育ての状況

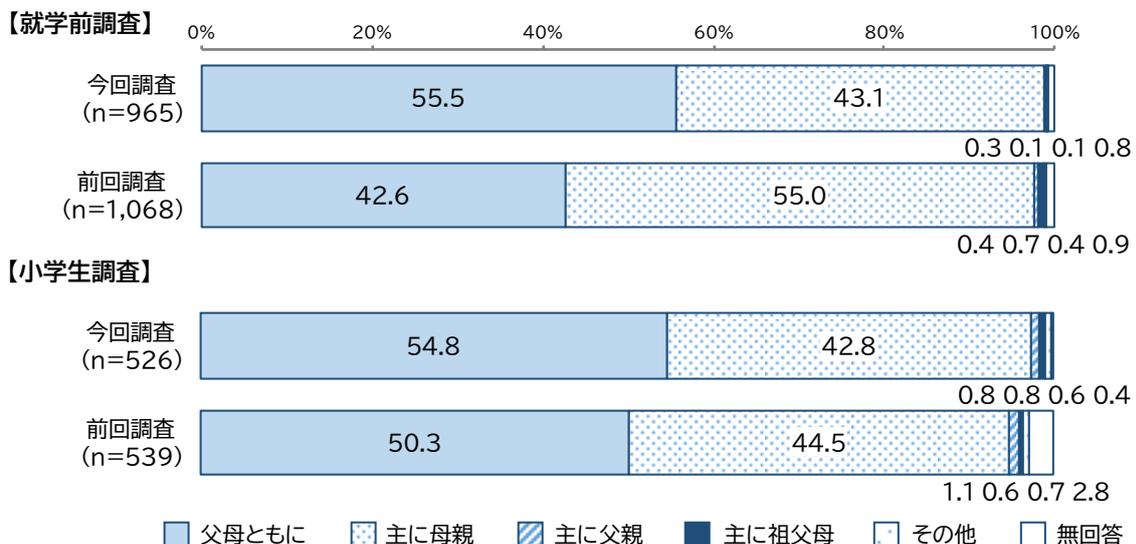
栗東市子育て支援に関するアンケート調査			
対象者	栗東市内に居住する就学前児童の保護者		
実施期間	令和6年2月22日(木)～令和6年3月8日(金)		
実施方法	郵送配布、郵送回収、Web調査		
配布数	2,000件	有効回答数/有効回答率	965件 / 48.2%

栗東市子育て支援に関するアンケート調査			
対象者	栗東市内に居住する小学生の保護者		
実施期間	令和6年2月22日(木)～令和6年3月8日(金)		
実施方法	郵送配布、郵送回収、Web調査		
配布数	1,000件	有効回答数/有効回答率	526件 / 52.6%

(1) 家族の状況と子どもの育ちをめぐる環境について

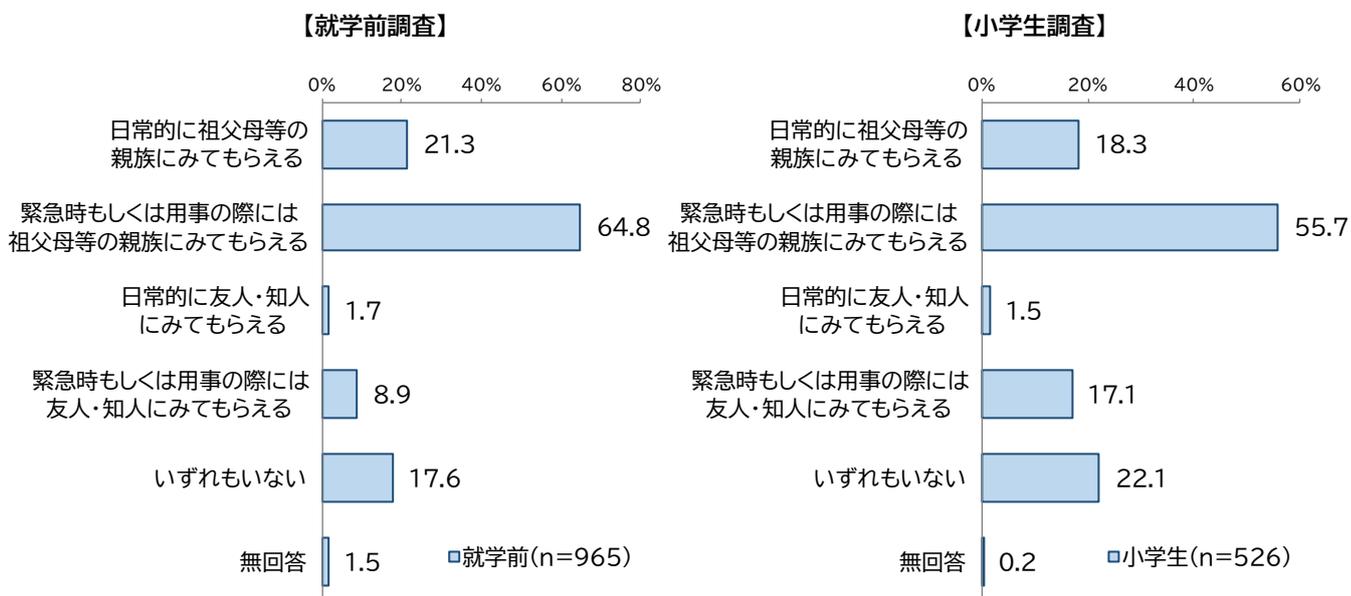
① 子育ての主体者

子育てを主に担っている人は、前回調査の就学前では「主に母親」が50%を超えていましたが、今回調査では「父母ともに」が50%を超え、「主に母親」の割合を上回っています。小学生でも「父母ともに」の割合が前回調査より増加しています。



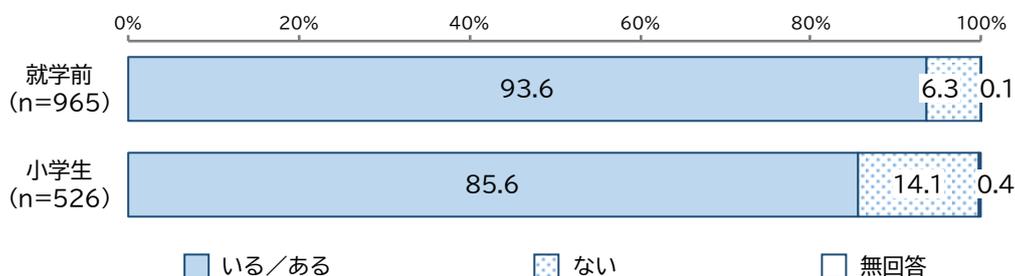
②日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前では、子どもを祖父母等の親族にみてもらえる割合が、「日常的に」「緊急時もしくは用事の際には」を合わせると80%を超えています。小学生でも、70%以上が祖父母等の親族にみてもらえる」と回答しています。一方、就学前の17.6%、小学生の22.1%が「いずれもない」と回答しています。



③子育てについて相談できる人・場の有無

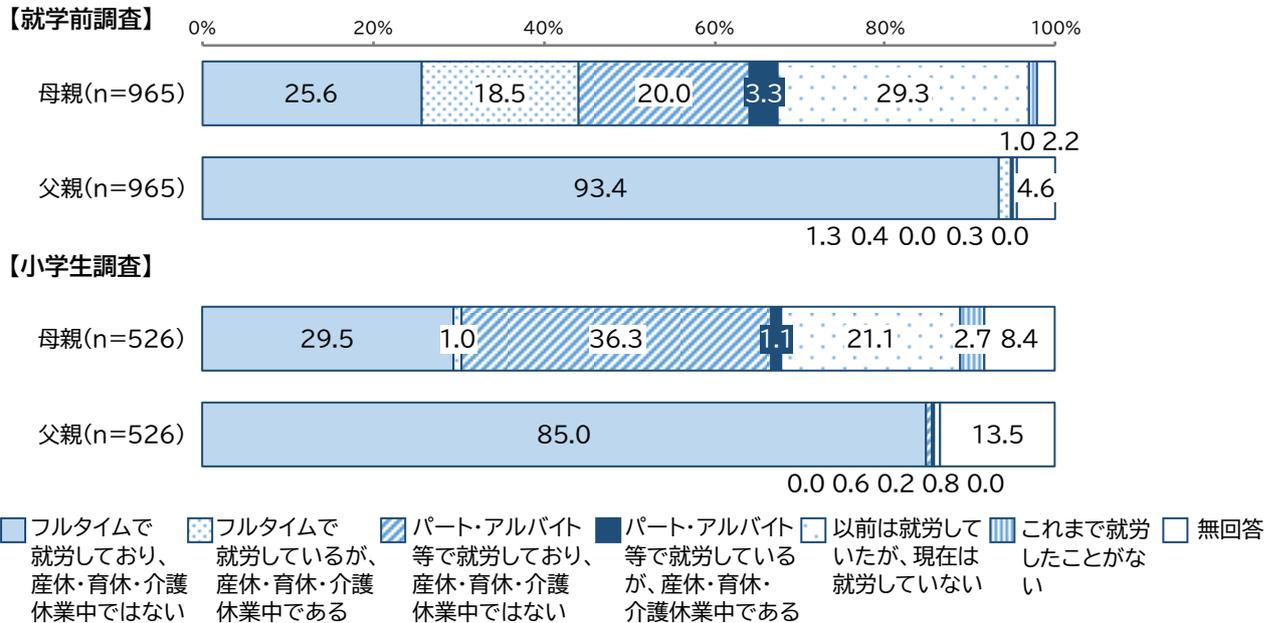
子育てについて気軽に相談できる人や場の有無については、就学前の93.6%、小学生の85.6%が「いる／ある」と回答しています。しかし、就学前の6.3%、小学生の14.1%が「ない」と回答しています。



(2) 両親の就労状況について

①現在の就労状況について

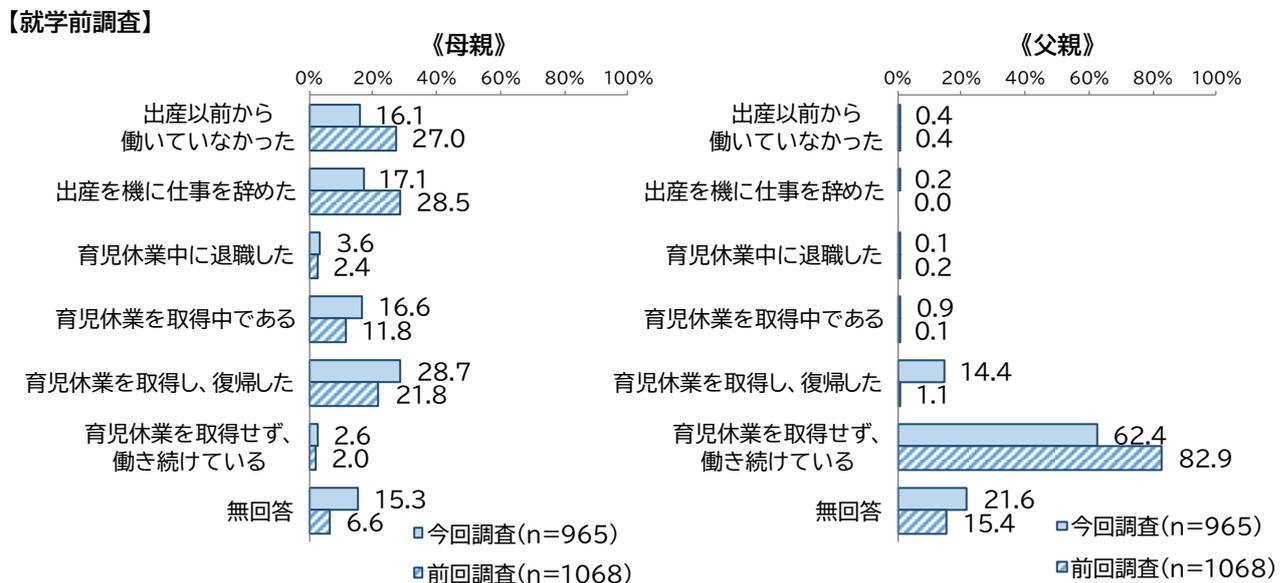
現在の就労状況については、就学前の 25.6%、小学生の 29.5%で母親がフルタイムで働いています。また、小学生の母親では 36.3%がパート・アルバイト等で就労しており、約 3分の2の母親は就労しています。



②育児休業の取得について

育児休業の取得については、母親では「育児休業を取得し、復帰した」(28.7%)と「育児休業を取得中である」(16.6%)の割合が前回調査よりも増加し、「出産を機に仕事を辞めた」(17.1%)、「出産以前から働いていなかった」(16.1%)の割合が低下しています。

父親では、今回調査でも「育児休業を取得せず、働き続けている」が62.4%と多くを占めていますが、「育児休業を取得し、復帰した」(14.4%)の割合が増加しています。

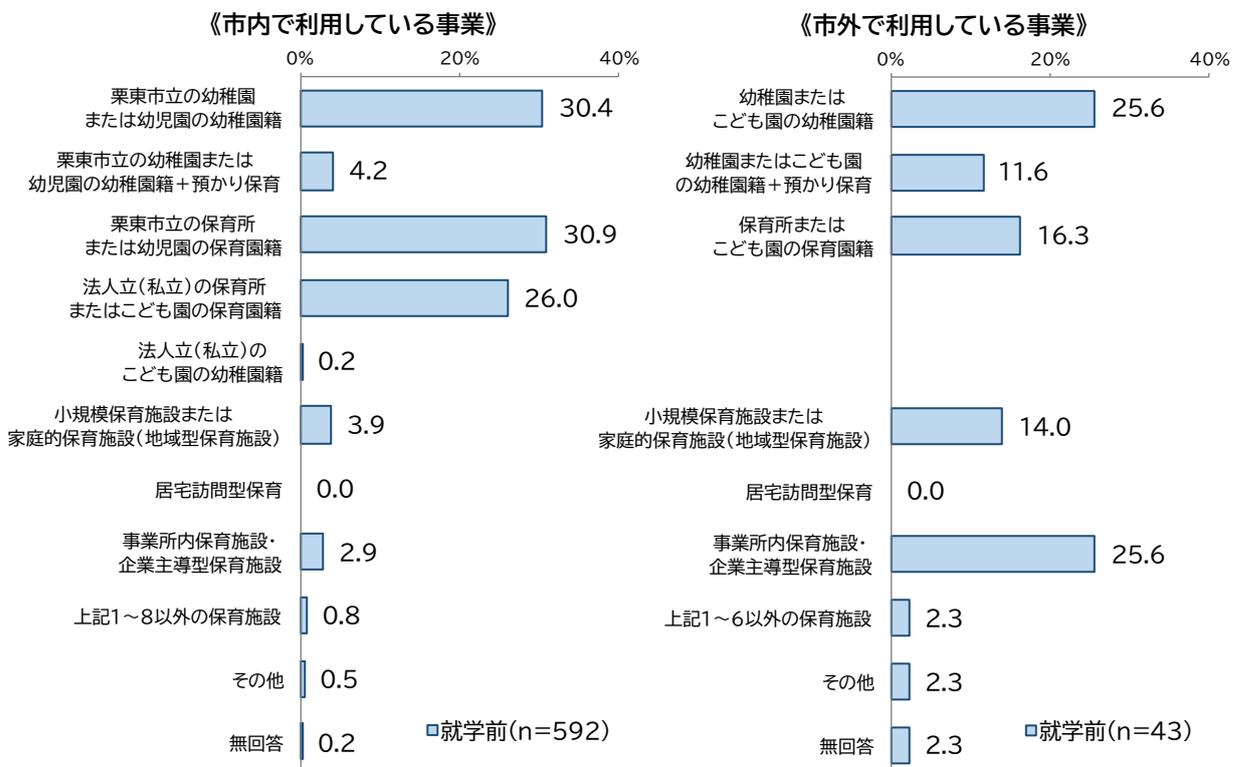
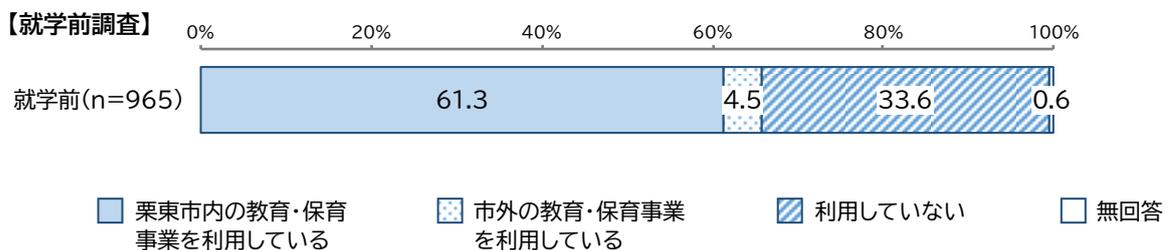


(3) 教育・保育事業の利用状況について

①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用については、市内の教育・保育事業を利用している人が61.3%、市外の教育・保育事業を利用している人が4.5%、利用していない人が33.6%となっています。

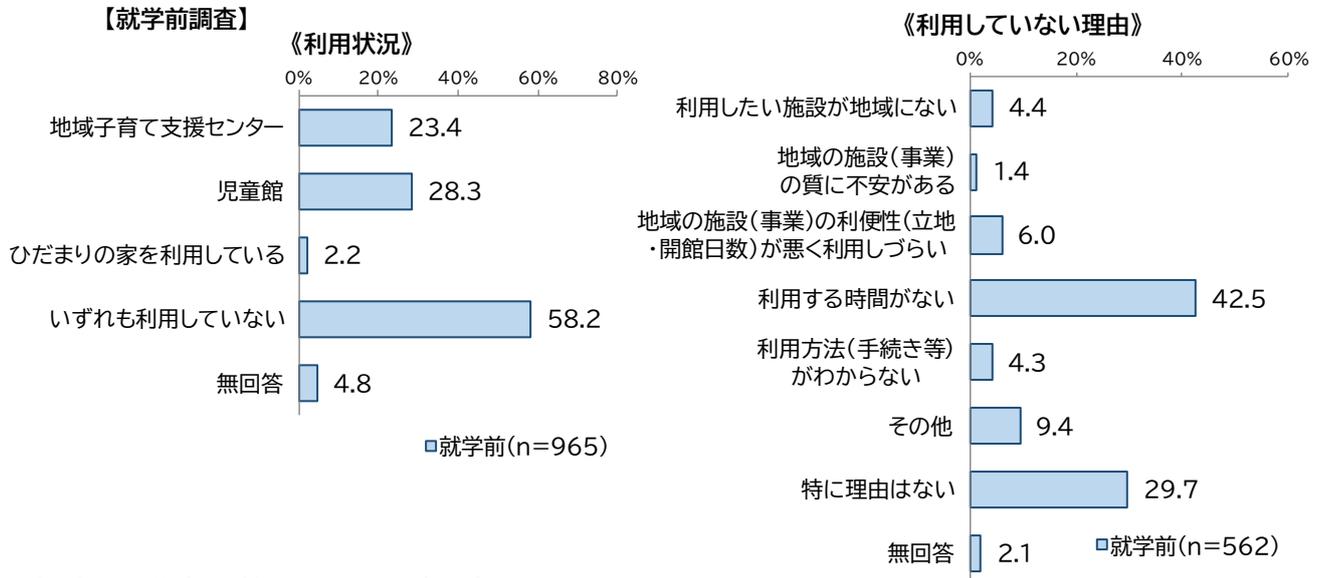
市内の教育・保育事業を利用している人の内訳は「栗東市立の保育所または幼稚園の保育園籍」が30.9%、「栗東市立の幼稚園または幼稚園の幼稚園籍」が30.4%、「法人立（私立）の保育所またはこども園の保育園籍」が26.0%となっています。市外では「幼稚園またはこども園の幼稚園籍」と「事業所内保育施設・企業主導型保育施設」がそれぞれ25.6%となっています。



(4) 地域の子育て支援事業の利用について

①子育て支援センター・児童館・ひだまりの家の利用状況・利用していない理由について

「地域子育て支援センターを利用している」が23.4%、「児童館」が28.3%となっている一方、「いずれも利用していない」が58.2%となっています。利用していない理由については、「利用する時間がない」が42.5%となっています。

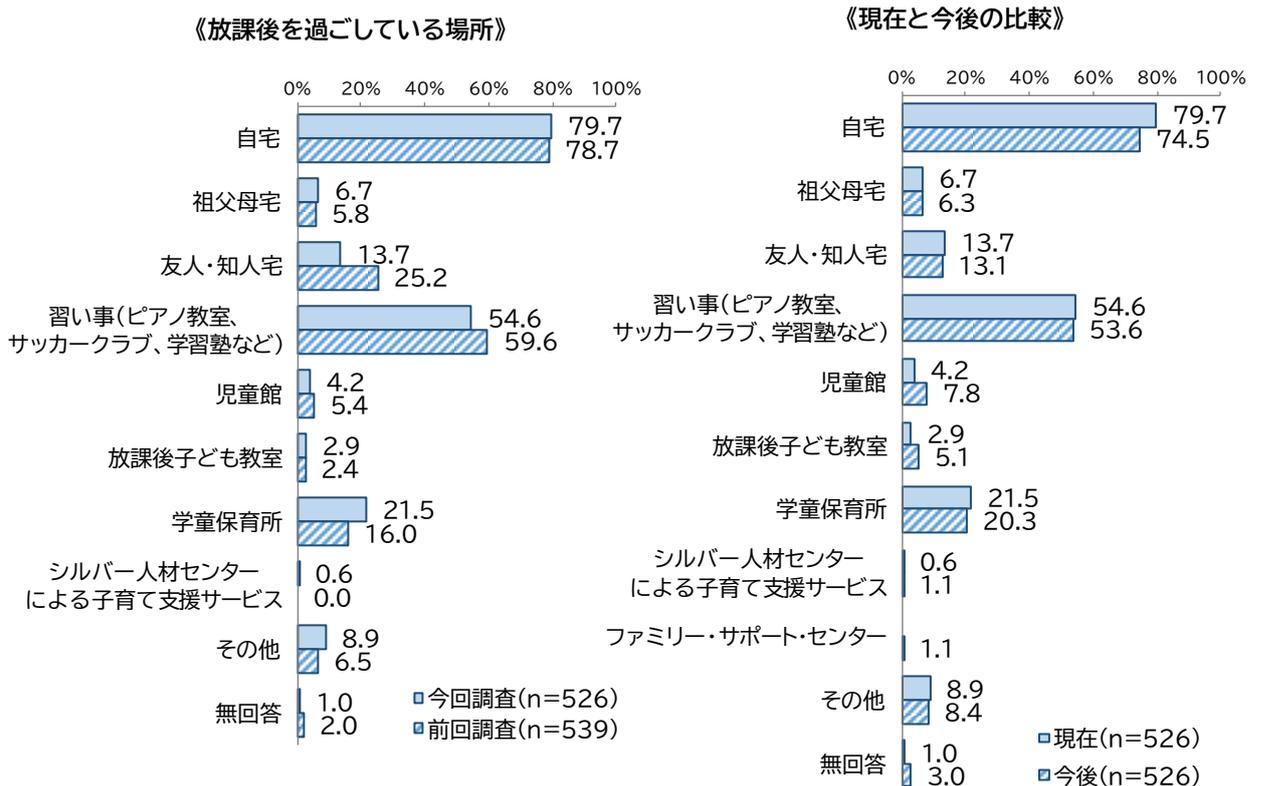


(5) 小学生の放課後の過ごし方について

①放課後を過ごしている場所、今後過ごさせたい場所

放課後を過ごしている場所については、「自宅」が79.7%で最も高く、次いで「習い事」が54.6%となっています。「学童保育所」は21.5%で、前回調査よりも高くなっています。

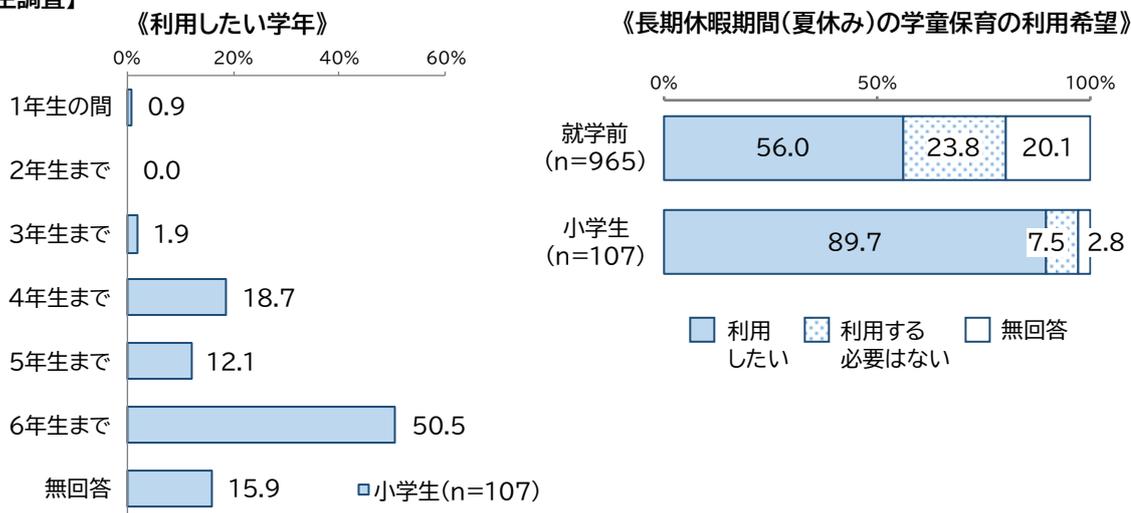
【小学生調査】



②学童保育を利用したい学年、長期休暇期間（夏休み）の学童保育の利用希望

学童保育を利用したい人の中では、6年生まで利用したいという人が最も高く、50.5%となっています。夏休みなどの長期休暇期間中も学童保育を利用したい人は、小学生では89.7%となっています。

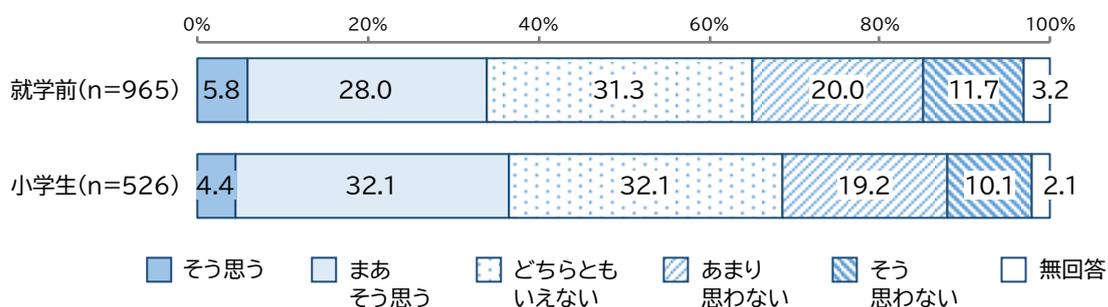
【小学生調査】



(6) 子育て支援全般について

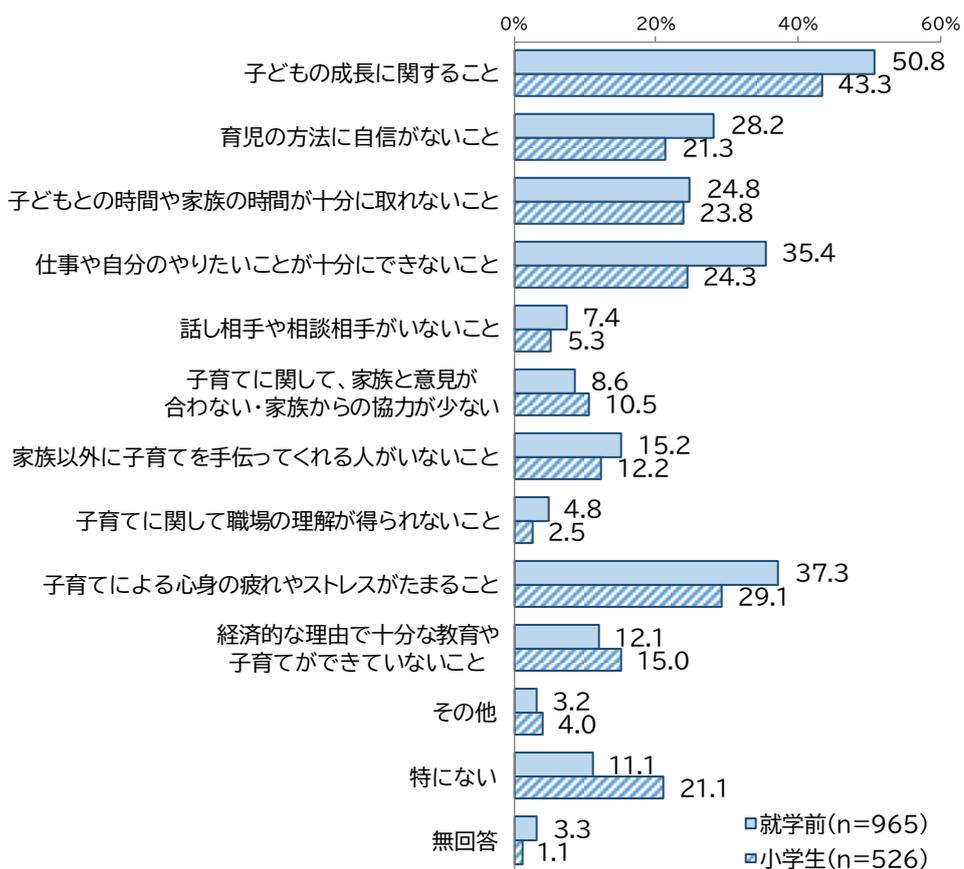
①栗東市は子育てしやすいまちだと思うか

栗東市は子育てしやすいまちだと思うかたずねたところ、「そう思う」と「まあそう思う」の合計が就学前で33.8%、小学生で36.5%、「あまり思わない」と「そう思わない」の合計が就学前で31.7%、小学生で29.3%となっており、子育てしやすいと考える人のほうが多くなっています。



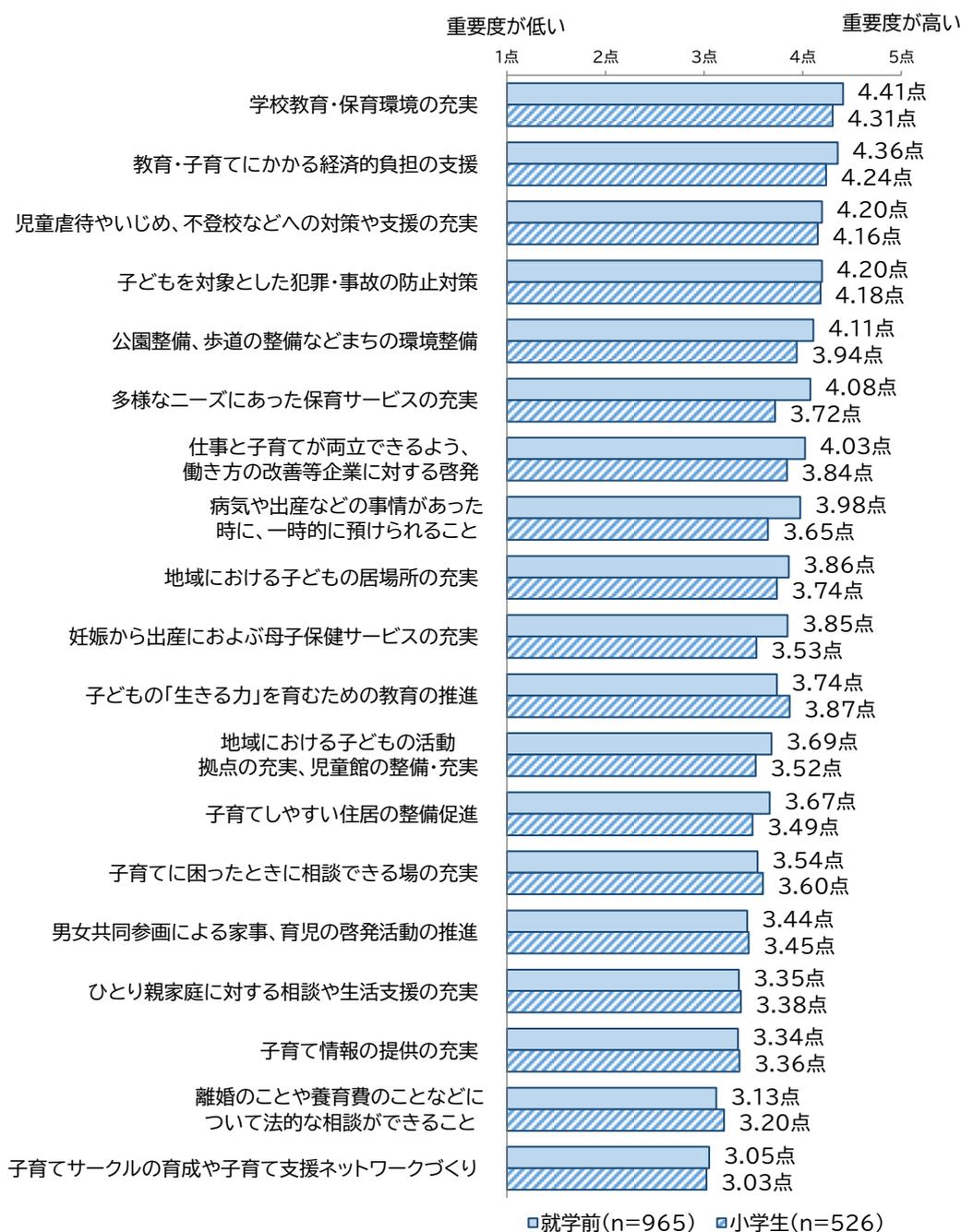
②子育てについて、特に不安や負担等を感じる事、また気になる事

子育てについて特に不安や負担等を感じる事、気になる事については、「子どもの成長に関する事」が就学前 50.8%・小学生 43.3%で最も高く、また、「子育てによる心身の疲れやストレスがたまる事」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない事」、「育児の方法に自信がない事」、「子どもとの時間や家族の時間が十分に取れない事」の割合が就学前、小学生ともに2割を超えています。



③栗東市に対して望む子育て支援策

栗東市に望む支援策について重要度を1～5段階でたずねた結果をそれぞれの項目の平均点で比較すると、第1位から第5位までの項目は就学前と小学校で共通しており、「学校教育・保育環境の充実」「教育・子育てにかかる経済的負担の支援」「児童虐待やいじめ、不登校などへの対策や支援の充実」「子どもを対象とした犯罪・事故の防止対策」「公園整備、歩道の整備などまちの環境整備」が重要度の高い結果となっています。



(7) ニーズ調査結果からみる課題

一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要

父母ともに子育てを担っているという回答が増加している背景には、母親・父親ともに育児休業を取得する人が増えている状況があります。母親では、出産を機に仕事を辞めたという人が減少しており、出産後も就業を継続する女性が増加していることがうかがえます。両親がともに仕事も育児も両立できる環境整備が求められます。

子どもをみてもらえる親族等や相談できる人の不在

就学前児童・小学生とも2割前後の人が日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいないと回答しています。また、子育てについて相談できる人や場がないという人も一定割合存在しており、気軽に利用できる相談支援や一時預かりの場が必要です。

地域の子育て支援事業の情報の周知

地域の子育て支援事業を利用していない理由として「利用方法がわからない」という回答が4.3%みられており、就学前の子どもを持つ保護者への一層の情報の周知が求められます。

学童保育のニーズは高い

小学生では学童保育を6年生まで利用したい人は約5割に上り、4年生以上の高学年まで利用したい人は8割を超えています。また、長期期間中の利用希望は約9割に上っており、共働きが増加している背景のもと学童保育のニーズは高い状況です。

就学前児童の保護者は総じて負担感が大きい

子育てについて特に不安や負担等を感じる事、気になることでは、小学生よりも就学前児童の負担感が大きい傾向であり、支援の必要性も高いと考えられます。

第3章

第2期計画の進捗状況と課題

1. 第2期計画における見込み量と実績値

(1) 幼児期の教育・保育の提供状況

① 1号認定（3～5歳児）幼児期の教育

3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、専業主婦（夫）または短時間のパートタイム就労など）及び、保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施する事業です。

令和2年度で実績が量の見込みを上回りましたが、確保方策の範囲内となっています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	人	987	940	914	886	875	
確保方策	人	1,198	1,093	1,063	958	958	
実績	(入園申込者数)	人	1,082	934	872	787	714
	(4月1日の園児数)	人	1,082	934	872	787	714

資料：幼児課

② 2号認定（3～5歳児）保育の実施

3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施する事業です。

令和3年度、令和4年度、令和5年度で実績が量の見込みを上回りましたが、確保方策の範囲内となっています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	人	1,070	1,065	1,082	1,097	1,132	
確保方策	人	1,121	1,166	1,387	1,387	1,465	
実績	(入園申込者数)	人	1,037	1,085	1,098	1,135	1,164
	(4月1日の園児数)	人	1,023	1,070	1,096	1,130	1,144

資料：幼児課

③3号認定（0歳児）

0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施する事業です。

いずれの年度も実績が量の見込みを下回りました。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		人	125	134	143	152	161
確保方策		人	133	148	166	178	184
実績	（入園申込者数）	人	116	123	107	116	120
	（4月1日の園児数）	人	105	110	97	99	82

資料：幼児課

④3号認定（1・2歳児）

1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施する事業です。

令和2年度は入園申込者数が量の見込み、確保方策を上回りましたが、4月1日の園児数では、いずれの年度も下回っています。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		人	639	670	717	744	770
確保方策		人	592	630	726	752	788
実績	（入園申込者数）	人	644	626	663	723	753
	（4月1日の園児数）	人	571	583	639	636	653

資料：幼児課

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

①延長保育事業

保護者が勤務時間や通勤時間などの事情により、基本の保育時間を超えて保育が必要な場合に、保育を実施する事業です。

令和2年度は実績が量の見込み、確保方策を上回りましたが、令和3年度に保護者就労状況の確認を厳格化したため実績が大幅に低下しました。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	351	366	380	393	405
確保方策	人	351	366	380	393	405
実績（年度末）	人	359	258	200	219	

資料：幼児課

②一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、通常の保育終了後の14時から16時まで引き続き預かる事業です。

いずれの年度も実績が量の見込み、確保方策を下回りました。令和4年度に120人定員の保育園を開園したため、保育の必要な方が保育園に移ったことから幼稚園における一時預かり利用者数が大幅に減少しました。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	12,193	11,892	11,838	11,762	11,903
確保方策	人	12,193	11,892	11,838	11,762	11,903
実績（年度末）	人	9,488	9,087	7,601	8,044	

資料：幼児課

③一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを保育園等で一時的に預かる事業です。

いずれの年度も実績が量の見込みを大幅に下回りました。シルバー人材センターでは、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1日の受入人数を3人までとして実施しました。

新規保育園の開園等により保育園利用者が増えたため、保育園利用者以外の利用が相対的に減少し、量の見込みとの差が大きくなりました。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		延べ人数	892	932	967	998	1,029
確保方策		延べ人数	892	932	967	998	1,029
実績 (年度末)	保育園	延べ人数	56	54	54	116	
	シルバー人材センター	延べ人数	110	105	155	187	
	計	延べ人数	166	159	209	303	

資料：幼児課、子育て支援課

④放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み等の長期休暇などの学校休業日に適切な生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

令和3年度以降、実績が量の見込みを下回りましたが、増加傾向で推移しています。

市全体	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	904	960	1,006	1,042	1,056
確保方策	人	1,031	1,109	1,169	1,169	1,227
実績（4月1日現在）	人	911	872	952	1,005	1,094

資料：子育て支援課

⑤地域子育て支援拠点事業

子育て支援の拠点として、子育て中の親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行う事業です。

いずれの年度も実績が量の見込みを下回りました。令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減りましたが、令和3年度以降、徐々に利用が増加しています。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ人数	56,604	57,468	57,912	57,900	57,828
確保方策	延べ人数	56,604	57,468	57,912	57,900	57,828
	か所	3	3	3	3	3
実績（年度末）	延べ人数	20,211	28,600	32,512	38,859	
	か所	3	3	3	3	

資料：子育て支援課

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで一時的に養育または保護します。

令和4年度は、ひとり親家庭で一時的に養育困難となるケースが発生したため利用が多くなりました。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ人数	49	49	49	49	49
確保方策	延べ人数	49	49	49	49	49
	か所	1	1	1	1	1
実績（年度末）	延べ人数	6	0	40	0	
	か所	1	1	1	1	

資料：こども家庭センター

⑦病児・病後児保育事業

保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育する事業です。

「きづきクリニックチャイルドハウス」と草津市との相互利用協定による「オルミス」「陽だまり」にて実施しました。令和2年度に実績が大幅に減少したのは、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ人数	251	251	251	251	251
確保方策	延べ人数	480	480	480	480	480
	か所	3	3	3	3	3
実績（年度末）	延べ人数	43	147	188	262	
	か所	3	3	3	3	

資料：子育て支援課

⑧妊婦健康診査

安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。いずれの年度も実績が量の見込みを下回りました。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	1,423	1,426	1,438	1,442	1,450
実績（年度末）	人	1,345	1,266	1,262	1,178	

資料：こども家庭センター

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師、または保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への適切なサービスの提供につなげる事業です。いずれの年度も実績が量の見込みを下回りました。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	837	839	846	848	853
実績（年度末）	人	562	576	556	692	

資料：こども家庭センター

⑩養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師などが訪問し、養育に関する相談支援を行います。また、不適切な養育状態にある家庭などに対し、家庭児童相談員等が訪問し、相談支援を行います。

いずれの年度も実績が量の見込みを大幅に上回りました。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	119	118	118	117	116
実績（年度末）	人	198	232	318	450	

資料：こども家庭センター

⑪利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を行うとともに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などを行う事業です。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	か所	2	2	2	2	2
実績	か所	2	2	2	2	2

資料：こども家庭センター・子育て支援課

⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業

世帯の所得状況を勘案して定める基準に基づき、特定教育・保育事業を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業です。

⑬多様な主体が参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

2. 第2期計画の主な取組と課題（案）

第2期計画期間における基本目標ごとの主な取組と課題は以下の通りです。

（1）基本目標1 安心して子どもを産み育てられる施策の推進

①母子の健康保持と健やかな成長の支援

- ・妊娠の届出を受け付けた際には、母子健康手帳を交付するとともに専門職による面談を行い、支援が必要と思われる妊婦に対して支援プランを作成し、切れ目ない支援（伴走型相談支援）に努めました。
- ・小学校就学前の子どもを対象として、医療費（医療保険の自己負担額）助成を行い、令和5年度は助成対象者の99.4%に交付しました。
- ・乳幼児の成長・発達・栄養、子育て等の相談に対して、なごやかセンターにおいて健康相談を実施するほか児童館等でも実施しました。

【課題】

- 妊娠届を提出されたすべての方に、専門職による面談を実施し、妊娠期から切れ目のない支援を継続的に実施していく必要があります。

②子育ての不安解消と仲間づくりの支援

- ・各児童館・子育て支援センター等において、子育て講座等を開催（令和5年度37回）し、子育て親育ちの支援に加え、事業を通して保護者同士の交流の場を提供しました。
- ・子育てサークル活動の場を提供し、協働事業を実施しながら連携を図ることで、子育て中の保護者同士の仲間づくりを支援しました。
- ・児童館において実施する巡回相談等の機会を通じて、子育て相談員等が身近な相談役として子育て中の保護者の悩みに寄り添い、子育ての不安や悩みが軽減できるように支援しました。

【課題】

- アンケート結果等も参考としながら、子育て講座の内容を充実させる等工夫が必要です。
- 子育てサークル等の自主的な活動に対し、引き続き活動の場を提供し、地域の子育て活動の活性化を図る必要があります。

③仕事と家庭の両立の推進

- ・女性活躍推進事業として、女性のデジタル人材育成セミナー、託児付き子育てセミナーを開催するほか、きらめきRitto実行委員会との共催による家事シェアセミナーを実施し、女性の働き方改革や仕事と家庭、地域活動の両立支援に向けた啓発を行いました。

- ・母子健康手帳交付時には「お父さんになるかたへ」「こんにちは赤ちゃん（育児情報冊子）」を配布し、妊娠、出産、育児に対する心構えなど父親（パートナー）向けの育児情報を提供するほか、父親の子育てを支援するための講座を年2回開催し、男性が子育てに参加するきっかけづくりと子育てに対しての関心を高める支援を行いました。

【課題】

- 「こんにちは赤ちゃん」の内容を充実させ、妊娠、出産、育児に関して先の見通しがもてるよう、継続した情報提供を行うことが必要です。
- 仕事と家庭、地域活動の両立支援のための学習機会を提供できるよう、ニーズの把握に努め、取組みを継続していくことが必要です。
- 企業等に対し、育児休業取得の普及や働き方改革などワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発を継続して行うことが必要です。

（2）基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

①就学前の教育・保育の総合的な提供

- ・市内保育施設への補助金交付等による運営支援を行うとともに、小規模保育園への巡回指導を行い、各園の運営状況の把握を行いました。また、新規採用保育者の巡回指導を行い、保育の専門的な視点から指導を行い、保育の質の向上を図りました。
- ・多様な保育ニーズに対応するために認定こども園の開園に向けて取り組みました。
- ・「すくすく育つ栗東っ子保育教育全体計画」に基づき、就学前教育・保育の評価、振り返り、見直しを行ない、質の向上に努めました。各園において、人権・同和教育年間指導計画を活用することで、一人ひとりを大事にする保育につなげています。
- ・小学校区ごとに「保幼小接続期カリキュラム」を作成し、定期的に連絡会を持つことで、就学前施設と小学校とが互いの教育や保育の内容、方法を理解し、円滑な接続につなげています。

【課題】

- 小規模保育園や比較的新しい園への巡回指導を行い、園独自の保育方針とのバランスを考えながら、市内における就学前保育方針の統一化と保育の質の向上を図る必要があります。
- 市全体の公共施設等総合管理計画や財政計画と整合させながら、公立保育所等の改修方法や改修等の優先順位を検討し、年次的に対策を進める必要があります。
- 将来的に子ども数の減少が見込まれる中で、保育ニーズの動向を見極めつつ、また、就学前教育・保育施設のあり方検討結果等を踏まえ、第3期栗東市子ども・子育て支援事業計画に向けて、新規保育所等の整備による確保方策等について見直す必要があります。
- 保育士の研修の回数、時間等研修方法を検討し、保育の質の向上に向けた効果的な研修計画

を立案する必要があります。

- 保幼小接続カリキュラムの本格実施を受けて、他の小学校区との実践交流の場の持ち方を検討する必要があります。

②児童の放課後の過ごし方への支援

- ・学童保育所入所希望児童の増加に対応して民設学童保育所の設置を進めるとともに、公設学童保育所の施設補修等の環境整備を進めました。
- ・誰もが参加できる放課後の居場所づくりとして、各小学校の体育館で地域住民の登録スタッフが中心になって活動する放課後子ども教室を定期的を開催するほか、児童館では、放課後や長期休暇期間中に子どもたちに健全な遊び場や機会を提供しています。

【課題】

- 今後の児童推計とニーズを的確に捉え、入所を希望する児童全員が入所できるよう、民設学童保育所の募集や小学校の余裕教室の活用等を検討し、整備を進めるとともに、長期休暇のみの受け入れや入所要件の緩和について検討していく必要があります。また、老朽化した施設については、適切に維持管理を行うとともに、計画的な改修等が必要です。
- 放課後子ども教室のスタッフの減少や高齢化により、こどもへの対応が難しくなっている学区があり、スタッフの人材確保や実施方法について対策が必要です。

③地域における多様な子育て支援の充実

- ・市内に3か所ある地域子育て支援センターが連携して実施する子育て講座や、子育て相談員による巡回相談など身近な地域で気軽に子育てについて相談できる体制を整備しています。
- ・シルバー人材センターでは、在宅や外出時の託児などを行う生活援助サービス事業、一時預かり事業を通じて子育て支援を行っています。また、ファミリー・サポート・センターの開設に向けて準備を進めることで、多様な主体による子育て支援の充実を図っています。

【課題】

- 利用者のニーズが拡大し、多様化しているため、地域子育て支援センターが連携・協力して保護者間で交流できる場の提供を行っていくとともに、利用者にとってわかりやすい情報を発信し、子育て相談や子育て講座などの事業の充実を図っていくことが必要です。
- ファミリー・サポート・センターを開設することで、地域での子育て支援を推進できるよう事業の認知度を向上させ、相互援助活動への理解を浸透させる取組みが必要です。

④子育て家庭への経済的負担の軽減

- ・保育の無償化のほか児童手当、児童扶養手当等の各種手当のほか医療費助成等を適正に実施

することにより、子育て家庭への経済的負担の軽減を図りました。

【課題】

- 令和6年度より児童手当、児童扶養手当の制度改正が実施されることから、新たに対象となる方の申請漏れがないよう制度の啓発を行っていくことが必要です。

(3) 基本目標3 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

①子どもの権利を守る取り組みの推進

- ・小学生のキャンプ活動をはじめとする多様な体験を通じて、自立心や主体性、自己抑制力、責任感、協調性の醸成、小さな成功体験の積み重ねによる自己肯定感の向上など、将来にわたって子どもが力強く生き抜いていける力を身につける機会を提供しました。
- ・「市長への手紙」や「市長のこんにちはトーク」など、世代を問わず意見表明する機会を設けることで、市政への関心を高めて、主権者意識を育む取組を進めました。

【課題】

- 大学生などの青少年リーダーの確保と育成が課題となります。小中学生から継続的に参加してもらうことにより、将来のリーダーとしての成長を推進していく必要があります。
- 「市長の手紙」や「パブリックコメント」等の広聴活動において、子どもからの意見は少なく、市政情報をより分かりやすく伝えることで、子どもたちがまちづくりに関心を持ち、市政運営に参画しようと思う意識を醸成することが必要です。

②支援を必要とする児童と家庭を支える取り組みの推進

- ・要保護児童対策地域協議会においては、代表者会議・実務者会議を定期的を開催して、要保護児童の支援方法の検討や情報共有を行い、児童虐待防止ネットワークの強化に努めています。また、発達支援部会、就学前保育教育部会、母子担当者会議等にて、妊娠期から切れ目のない支援・連携ができるように努めました。
- ・市外からの転入により地域との関わりがうすい家庭で未就園や福祉サービスの利用がない在宅児がいる家庭には全戸訪問事業を通じて、見守り活動を行いました。
- ・発達障がいがあるまたは疑いがある子どもの家庭へ発達相談・検査の巡回実施や遊びなどの活動を提供し、支援方法や家庭での関わり方の提案や社会参加の土台づくりを行いました。また、聴覚及び言語機能に課題のある子どもに対して、遊びを通して、コミュニケーション意欲を引き出し、ことばの理解や発信が増える指導を行いました。
- ・心の問題を抱える子どもに対しては、臨床心理士による巡回スクールカウンセラー事業を通じて、子どもと保護者双方への専門的支援とともに学校における支援体制のアドバイスを行いました。
- ・子ども成長支援教室「あいあい」の設置、学習支援事業「中学生べんきょう会」の実施、市

内の子ども食堂への支援などによる子どもの学ぶ権利の確保と居場所づくりをおこなうとともに、令和5年度に「学校に行きづらい子どもたちのための育ちと学びのサポートブック」を関係団体との協働により作成しました。

【課題】

- 児童を取り巻く環境は、虐待、生活困窮、引きこもりなど様々であることから多職種・多機関協働による対応やアウトリーチによる支援など、相談に応じた支援方法を見つけることができる支援体制を構築する必要があります。
- 発達障がいがあるまたは疑いがある子どもたちの自立と保護者の安心した子育てにつながるよう、支援関係者との連携を図りながら相談支援を進めていく必要があります。
また、園における見極めの難しいケースや保護者の意向と支援の方向性に相違があるケース等が増えていることから、ケースに応じて適切な支援が行えるようにする必要があります。
- 不登校児童生徒に関する相談件数の増加など、複雑化、深刻化している支援ニーズに対応できるように、支援者の人材を確保するとともに、知識・技術等の習得や支援を充実させる必要があります。

(4) 基本目標4 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり

①家庭や地域の教育力の向上

- ・人生経験の豊かなシルバー世代が地域の児童館で、子育て中の保護者や子どもとふれあう訪問事業（おでかけシルバーママ・パパ）は、子育てや地域の文化・歴史にまつわる知識・経験の伝承だけでなく、地域全体で子育て家庭と子どもを見守るきっかけとなっています。
- ・図書館では、子どもと本の出会いの場としておはなし会、おはなしタイムを定期的を実施するほか保護者向け子育て絵本講座を開催して、家庭での読み聞かせの啓発と子どもの読書活動を推進しています。
- ・「くりちゃん元気いっぱい運動」の「早ね・早おき・朝ごはん」や「子育てのための12か条」などにより、子どもの生活習慣や家庭教育に対する保護者の意識を高めるとともに、子育て支援センターだよりなど子育て情報紙の発行、様々な子育て講座の開催を通じて、情報発信を行いました。

【課題】

- 園の行事や学校での参観等の様々な機会を利用して保護者啓発を進めるとともに、多様な子育て情報の提供を通して、保護者の家庭教育への関心を高める必要があります。

第4章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまち、地域全体で子どもの育ちと子育てを見守り・支えるまちの実現をめざして、第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画において設定した基本理念を踏襲して、これまでの取組を一層推進することをめざします。

～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～

2. 計画策定の視点

子どもの育ち

子どもの権利を最大限に尊重し、健やかな育ちを等しく保障するために子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」の実現と心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

家庭での子育て

保護者が安心して子どもを生き育てることができるよう、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援します。

子どもを育てる地域社会

子どもの育ちを地域全体で見守り・支えるために、家庭、地域、職域、行政が連携・協力し、それぞれの役割を果たして、子どもの育ちと子育てに、より良い環境をつくりまします。

3. 計画の基本目標

本計画では、基本理念「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」を実現するために、次の3つを基本目標として設定します。

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

すべての子どもの適切な養育と健やかな成長・発達のために妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、特に必要な家庭に対しては専門職によるきめ細かな支援を行います。

就学前施設における「遊びを通じた学び」の質を向上し、生涯にわたって生きる力となる非認知能力を伸ばすとともに、就学前施設と小学校との相互連携により子どもの育ちと学びの連続性を担保し、個別最適な学びの環境の実現をめざします。

子どもが安全で安心して過ごせて、多様な体験や遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高める機会を得られるよう身近な居場所づくりや体験活動を充実します。

子どもが自身の権利について学び、年齢や発達の程度に応じてその意見を表明できる取組を推進します。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実
- 2 就学前の教育・保育の充実
- 3 子どもの居場所づくりの充実
- 4 子どもの意見表明と参加の促進

基本目標2 安心して子育てができるまちづくり

子育てに関する保護者の不安や悩み、負担感を軽減するための相談体制と仲間づくりを進めるとともに、家庭の教育力を高めて親自身の成長にもつなげる学習機会を提供します。

保護者の就労状況や家庭環境による多様なニーズに対応する保育サービスの充実を図ります。

ひとり親家庭、障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、個別の支援をきめ細かく行います。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 家庭の子育て力・教育力の向上
- 2 子どもにかかわる相談体制と情報提供
- 3 保育サービスの充実
- 4 子育て家庭への経済的負担の軽減
- 5 支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進

基本目標3 社会全体で子どもの育ちを見守り支える環境づくり

子育て中の市民が、仕事と子育てを両立して生活に充実感を感じながら、子どもを養育できるように両親がともに子育てを担うことや事業所に向けて職場環境の改善等を働きかけます。

地域の施設や機関、人材等を活用して、身近な地域において多様な子育て支援が展開されるよう取り組みます。

児童虐待やDVなど子どもの安全が脅かされる状況を予防するとともに被害の早期発見・早期対応と被害者保護の体制を構築します。

子育て中の保護者が、地域で子育てを支えられていると感じられるよう、子どもと子育て家庭に寄り添いながら見守るとともに、子どもが地域の様々な大人や子ども同士の関わり合いのなかで豊かな体験を通して育つ環境をつくります。

この目標のもとで推進する基本施策

- 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 2 地域における多様な子育て支援の充実
- 3 子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備

4. 施策体系

